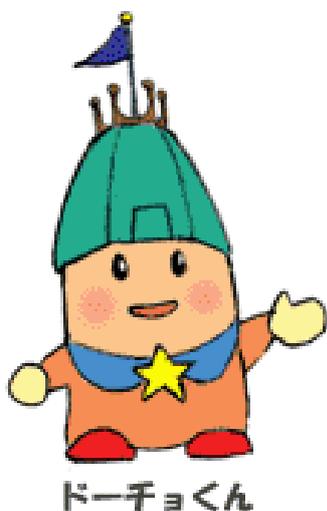


公益通報について

道が処分や勧告等の権限を有するものに係る
公益通報の窓口は道政相談センターです



北 海 道

令和4年6月作成

国民生活の安心・安全を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。

「公益通報者保護法」は、労働者が、公益のために通報を行ったことを理由に解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。

公益通報とは？

労働者（※1）が、役務提供先（又はその役員、従業員等）について、通報対象事実（※2）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、不正の目的でなく、次のいずれかに通報することをいいます。

(1) 事業者内部

➡ 当該役務提供先（又は役務提供先があらかじめ定めた者）

(2) 権限のある行政機関

➡ 通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関

(3) その他の事業者外部

➡ その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者
（例：報道機関、消費者団体、事業者団体など）

※1 労働者・派遣労働者（退職後1年以内の退職者も含む）、役員等

※2 公益通報者保護法別表に掲げる法律に規定する犯罪行為の事実等

公益通報者の保護とはどのようなものか？

■ 公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して行った解雇は無効です。

■ 公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して不利益な取扱い（降格、減給、退職金の不支給等）をすることや損害賠償の請求を行うことも禁止されています。

道に対する公益通報（外部の労働者等からの通報）

- 通報対象事実に関し、道が法令に基づく処分又は勧告等を行う権限を有するものについては道政相談センターで通報を受け付けます。

※ 受付時や調査の中で、道が処分又は勧告等の権限を有しないことが明らかになった場合は権限を有する行政機関を教示します。

- 通報に当たっては、次の要件を充足することが必要です。

- ① 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようしていると信ずるに足りる相当の理由がある

※ 単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容が真実であることを裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述など、相当の根拠資料が必要となります。

- ② 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようしていると思料し、かつ次に掲げる事項を記載した書面（メールを含む）を提出する。

- 通報者の氏名、住所等
- 通報対象事実の内容
- 通報対象事実が生じ又はまさに生じようしていると思料する理由
- 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

- 受け付けた公益通報については、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合、法令に基づく措置等を行います。

公益通報に該当しなくても「法に基づく公益通報以外の通報」として受け付ける場合があります。

（例）

- 通報者は労働者ではないが、事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるものである。
- 通報の内容が道の条例違反である。

通報に当たっての留意点

- 次のような通報は受け付けできません。
 - ・ 通報内容が不明確なもの
 - ・ 明らかに真実相当性の要件を欠くと認められるもの
 - ・ 通報が書面（電子メールを含む）以外でなされたもの
 - ・ その他、受理することが適当でない正当な理由があるもの

- 「法に基づく公益通報以外の通報」は、公益通報者保護法に定める保護の対象外となります。

【通報受付窓口】

北海道総合政策部知事室道政相談センター

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話：011-204-5523（直通）
FAX：011-241-8181
E-mail：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

「道に対する公益通報」以外のお問い合わせは下記にお願いします。

消費者庁公益通報者保護制度相談ダイヤル (03) 3507-9262